

計量関係法規

注意事項

- 1 解答時間は、1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である（各問に対して五つの選択肢が用意されおり、その中から一つの解答を選ぶ方法）。
- 5 マークの記入については、答案用紙の記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
 - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一ヵ所のみマークすること。
 - (2) 筆記用具はHBの黒鉛筆又は黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。

※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
- (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しきずを残さないようすること。
- (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 黒板に記載の注意事項を必ず確認すること。

以上の注意事項及び試験監督員からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

受験番号	氏名

問1 次の記述は、計量法第1条の目的に関するものであるが、（ア）～（ウ）に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

この法律は、（ア）を定め、（イ）な計量の実施を確保し、もって（ウ）に寄与することを目的とする。

- | （ア） | （イ） | （ウ） |
|------------|-----|--------------|
| 1 特定計量器の標準 | 公正 | 産業の振興及び学術の向上 |
| 2 特定計量器の基準 | 適正 | 経済の発展及び文化の向上 |
| 3 計量の基準 | 適正 | 経済の発展及び文化の向上 |
| 4 計量器の標準 | 適正 | 経済の発展及び文化の向上 |
| 5 計量器の標準 | 公正 | 産業の振興及び学術の向上 |

問2 計量法第2条の定義等に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 「計量」とは、物象の状態の量を計ることをいうが、この物象の状態の量には長さや質量は含まれるが、放射能は含まれない。
- 2 「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物の給付を目的とする業務上の行為をいうが、役務の給付を目的とする業務上の行為は含まれない。
- 3 「証明」とは、公に又は業務上に限って、他人に一定の事実を表明することをいうが、当該事実は真実である必要はない。
- 4 車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関する人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であって政令で定めるものは、計量法の適用に関しては、証明とみなされる。
- 5 「特定計量器」の定義は、計量をするための器具、機械又は装置である。

問3 次の記述は、計量法第3条の国際単位系に係る計量単位に関する規定であるが、(ア)及び(イ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

前条第1項第1号に掲げる物象の状態の量のうち別表第1の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その(ア)は、(イ)の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める。

(ア) (イ)

- | | |
|--------|----------|
| 1 定義 | 国際度量衡総会 |
| 2 現示方法 | 国際度量衡総会 |
| 3 定義 | 国際法定計量機関 |
| 4 現示方法 | 国際法定計量機関 |
| 5 現示方法 | 計量行政審議会 |

問4 次の記述は、計量法第9条第1項の非法定計量単位による目盛等を付した計量器に関する規定であるが、(ア)に入る語句として、正しいものを一つ選べ。

第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であって非法定計量単位による(ア)を付したものは、販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。第5条第2項の政令で定める計量単位による(ア)を付した計量器であって、専ら同項の政令で定める特殊の計量に使用するものとして経済産業省令で定めるもの以外のものについても、同様とする。

- 1 目盛又は数値
- 2 数値を伴う目盛等
- 3 目盛又は表記
- 4 目盛及び記号
- 5 目盛

問5 次に示す特定商品（計量法第12条の政令で定める商品）と、その特定物象量（特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量）の組合せのうち、誤っているものを一つ選べ。

	(特定商品)	(特定物象量)
1	精米	質量
2	茶、コーヒー及びココアの調製品	質量又は体積
3	はちみつ	質量
4	アルコールを含む飲料（医薬用のものを除く）	体積
5	アルコールを含まない飲料（医薬用のものを除く）	質量又は体積

問6 特定商品の販売に係る計量に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 特定物象量とは、特定商品ごとに計量法第12条第1項の政令で定める物象の状態の量をいい、質量、体積及び面積が定められている。
- 2 計量法第12条第1項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、特定商品をその特定物象量を法定計量単位により示して販売するときは、量目公差を超えないように、その特定物象量の計量をしなければならない。
- 3 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。
- 4 経済産業大臣、都道府県知事又は特定市町村の長は、特定商品の販売の事業を行う者が規定を遵守していないため、当該特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 皮革の量目公差は、表示量が25平方デシメートル以上である場合について、表示量の2パーセント（伸び率が大きい皮革として経済産業省令で定めるものにあっては3パーセント）である。

問7 計量法第18条で規定する特定の方法に従って使用し、又は特定の物若しくは一定の範囲内の計量に使用しなければ正確に計量をすることができない特定計量器として、政令で定められていないものを一つ選べ。

- 1 最大需要電力計
- 2 ガスマーター
- 3 騒音計
- 4 積算熱量計
- 5 燃料油メーター

問8 定期検査に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 分銅及びおもりは、定期検査の対象となる特定計量器ではない。
- 2 適正計量管理事業所の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器は、都道府県知事又は特定市町村の長が行う定期検査を受けなければならない。
- 3 都道府県知事が定期検査の実施について公示したときは、当該定期検査を行う区域内の特定市町村の長は、その対象となる特定計量器の数及び所在地を調査し、都道府県知事に報告しなければならない。
- 4 定期検査に合格した特定計量器に付す定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。
- 5 定期検査は、2年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に1回、区域ごとに行う。

問9 指定定期検査機関に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定定期検査機関は、定期検査を行うときは、経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用い、かつ、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に定期検査を実施させなければならない。
- 2 指定定期検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- 3 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程を定め、都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。

問10 特定計量器の製造又は修理に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 電気計器以外の特定計量器の製造の事業を行おうとする者は、あらかじめ、市町村の長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 特定計量器の製造の事業を行おうとする者は、自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器を製造する場合であっても、その事業の届出をしなければならない。
- 3 電気計器以外の特定計量器の届出修理事業者は、届出に係る事項（事業の区分に係るものと除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。

問11 次のア～オのうち、計量法第57条の規定により譲渡等が制限されている特定計量器はいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

- ア 分銅
- イ ガラス製体温計
- ウ 抵抗体温計
- エ 酒精度浮ひょう
- オ アネロイド型血圧計

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問12 次の記述は、計量法第72条第2項及び第4項の検定証印の規定であるが、(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について(ア)を定めることが適當であると認められるものとして政令で定める特定計量器の(イ)の(ア)は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を(イ)に表示するものとする。

検定に合格しなかった特定計量器に(ウ)が付されているときは、その(ウ)を除去する。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1 検定有効期間	基準適合証印	検定証印等	
2 有効期間	基準適合証印	基準適合証印	
3 有効期間	基準適合証印	検定証印等	
4 検定有効期間	検定証印	基準適合証印	
5 有効期間	検定証印	検定証印等	

問13 特定計量器の型式の承認に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。
- 2 型式の承認を受けようとする届出製造事業者は、特定計量器を製造する工場又は事業場における品質管理の方法に関する事項（経済産業省令で定めるものに限る。）を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 3 承認製造事業者は、当該特定計量器を製造する工場又は事業場の名称に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣又は日本電気計器検定所に届け出なければならない。
- 4 型式の承認は、特定計量器ごとに政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 承認製造事業者がその届出に係る特定計量器の製造の事業を廃止したとき、又は承認輸入事業者が特定計量器の輸入の事業を廃止したときは、その承認は効力を失う。

問14 指定製造事業者に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 指定製造事業者になるためには、製造を行う工場又は事業場における品質管理の方法について、政令で定める区分に従い、指定計量証明検査機関が行う検査を受けなければならない。
- 2 指定製造事業者は、その指定に係る申請書に記載した品質管理の方法に関する事項を変更しようとするときは、事前にその旨を指定検定機関に届け出なければならない。
- 3 経済産業大臣は、当該指定に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、指定製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の改善、品質管理の業務の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 指定製造事業者の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その工場又は事業場を管轄する都道府県知事が行う。
- 5 指定定期検査機関から、品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していると認められる旨の書面の交付を受け、この書面を添えて申請したときは、都道府県知事又は日本電気計器検定所が行う検査を受ける必要はない。

問15 基準器検査に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 基準器検査証印の有効期間は、計量器の種類ごとに経済産業省令で定められている。
- 2 基準器検査を行った計量器が、その構造が経済産業省令で定める技術上の基準に適合し、かつ、その器差が経済産業省令で定める基準に適合するときは、合格とする。
- 3 基準器検査に合格した計量器には、経済産業省令で定めるところにより、基準器検査証印が付される。
- 4 経済産業省令で定める基準器については、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法が記載される。
- 5 基準器を譲渡し、又は貸し渡すときは、基準器検査成績書の消印を受けなければならない。

問16 計量証明の事業に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 都道府県知事は、計量証明事業者が計量法で定める登録の基準に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。
- 2 計量証明の事業であって、運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業を行おうとする者は、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
- 3 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、当該事業者による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又はその登録をした都道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、その登録は効力を失う。
- 5 計量証明の事業の登録には、有効期間の定めはない。

問17 計量証明検査に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 計量証明に使用する特定計量器について、計量士が経済産業省令で定める方法による検査を行い、当該計量士が都道府県知事に証明書を添えてその旨を届け出たときは、当該特定計量器については、計量証明検査を受けることを要しない。
- 2 計量証明検査に合格した特定計量器には、計量証明検査証印を付すとともに、その証印に計量証明検査を行った年月を表示するものとする。
- 3 計量証明検査を受けなければならない特定計量器には、検定を行った年月又は基準適合証印を付した年月の翌月1日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過しない検定証印等が付されているものは、含まれない。
- 4 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に型式承認の表示が付されているときは、その型式承認の表示を除去する。
- 5 計量証明検査を受けるべき期間は、ベックマン温度計は5年、騒音計及び振動レベル計は3年、非自動はかりは2年、皮革面積計は1年である。

問18 特定計量証明事業に関する次の記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 特定計量証明事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、都道府県知事又は特定市町村の長による指定を受けた指定計量証明検査機関に申請して、特定計量証明事業者の認定を受けることができる。
- 2 認定特定計量証明事業者は、その認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときは、当該事業者に属する環境計量士が定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
- 3 認定特定計量証明事業者は、その認定を受けた事業の区分に係る計量証明を適正に行うために必要な計量管理の方法に関する事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 認定特定計量証明事業者がその認定を取り消されたときには、遅滞なく、その認定証を指定計量証明検査機関に返納しなければならない。
- 5 認定特定計量証明事業者がその認定に係る事業の全部を譲渡し、又は認定特定計量証明事業者について相続、合併若しくは分割（その認定に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定特定計量証明事業者の地位を承継する。

問19 ア～エに示す認定特定計量証明事業者に関する記述のうち、経済産業大臣による認定の取消し事由として正しいものの組合せを、次の1～5の中から一つ選べ。

- ア 認定特定計量証明事業者が、認定を受けるための要件である計量法第121条の2各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- イ 認定特定計量証明事業者が、その認定を受けた事業の区分に係る計量証明を適正に行うために必要な計量管理の方法に従って、その業務を実施しなかったとき。
- ウ 認定特定計量証明事業者が、計量証明に係る証明書以外のものに、経済産業省令で定める標章又はこれと紛らわしい標章を付したとき。
- エ 認定特定計量証明事業者が、不正の手段により計量法第121条の2の認定を受けたとき。

- 1 アとイ
- 2 ウとエ
- 3 アとエ
- 4 イとウ
- 5 イとエ

問20 ア～オに示す計量士に関する記述のうち、正しいものはいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

- ア 経済産業大臣は、計量士が特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。
- イ 計量士は、特定計量器の定期検査に代わる計量士による検査を実施したときは、その結果を経済産業大臣に通知しなければならない。
- ウ 経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。
- エ 計量士の登録を受けようとする者は、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に登録の申請をしなければならない。
- オ 一般計量士は、計量士国家試験に合格していれば、計量に関する実務の経験がなくても計量士の登録を受けることができる。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問21 次の記述は、計量法第122条第2項第2号の計量士の登録を受けることができる者に関するものであるが、(ア)及び(イ)に入る語句の組合せとして、正しいものを一つ選べ。

(ア) が行う第166条第1項の教習の課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であって、(イ)が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めた者

(ア)

- 1 経済産業大臣
- 2 経済産業大臣
- 3 独立行政法人産業技術総合研究所
- 4 独立行政法人産業技術総合研究所
- 5 都道府県知事

(イ)

- 都道府県知事
- 計量行政審議会
- 計量行政審議会
- 経済産業大臣
- 経済産業大臣

問22 適正計量管理事業所に関する次の記述の中から、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所は、特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものとして、指定を受けた者である。
- 2 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者が提出する申請書の記載事項として、使用する特定計量器の名称、性能及び数がある。
- 3 適正計量管理事業所の指定の申請をした者は、遅滞なく、当該事業所における計量管理の方法について、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。
- 4 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げることができる。
- 5 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、使用する特定計量器の名称、性能及び数に変更があったときは、遅滞なく、その旨を独立行政法人産業技術総合研究所に届け出なければならない。

問23 特定標準器による校正等に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものはいくつあるか、次の1～5の中から一つ選べ。

ア 特定標準器とは、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定したものをいう。

イ 経済産業大臣は、特定標準器を指定する場合において、その特定標準器を計量器の校正に繰り返し用いることが不適当であると認めるときは、その特定標準器を用いて計量器の校正をされた計量器であって、その特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるものを併せて指定するものとする。

ウ 特定標準器等又は特定標準物質を用いて行う計量器の校正又は標準物質の値付けは、経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関が行う。

エ 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付するものとする。

オ 指定校正機関の指定の基準の一つとして、特定標準器による校正等の業務を行なう計量士が置かれていること、がある。

1 1個

2 2個

3 3個

4 4個

5 5個

問24 計量法第143条第1項の登録を受けた計量器の校正等の事業を行う者（登録事業者）は、同法第144条第1項の規定により、計量器の校正等を行ったときは、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができるとされているが、この証明書に用いる標章を、次のの中から一つ選べ。



4 jCSS

5 JCSS

問25 計量法第148条の立入検査に関する記述の中から、正しいものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、その職員に届出製造事業者や届出修理事業者に対して、帳簿や書類を検査させ、関係者に質問させることができるが、計量器の販売の事業を行う者や計量士に対してはそのような検査や質問を行うことができない。
- 2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の事務所又は事業所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 立入検査をする職員は、身分を示す証明書を携帯しなければならないが、関係者に提示する義務はない。
- 5 立入検査をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。